

○主務大臣が指定する電子計算機

(平成十五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)
(改正平成十六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告二)
(改正令和七・三・三一財・文・厚・農・経・国・環・防告二)

財務大臣 名
文部科学大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名
防衛大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条に規定する主務大臣が指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構が運用する電子計算機であつて、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定による届出に係る情報を処理するための主務大臣の使用に係るものとする。